（財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第三条　財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の四、第十条第一項及び第二十六条第一項第五号中「補償金」を「補償金等」に改める。

別紙第４号書式（甲）、別紙第５号書式（甲）及び別紙第５号書式（乙）を次のように改める。

別紙第4号書式（甲）

納入者の住所

（納入者）　殿

（財務省理財局長　名　印）

督促状

第　年　月　号
日

下記の財政融資資金の償還元金又は利子、補償金、加算金若しくは違約金等は、納付期日までに完納されておりませんので、至急納付して下さい。

納付期日	延滞となっている償還所要額												備考
	元金		利子		補償金		加算金		違約金等				
	金額（円）	納入告知書番号	金額（円）	納入告知書番号	金額（円）	納入告知書番号	金額（円）	納入告知書番号	金額（円）	納入告知書番号			

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

2　この書式は、貸付金に係る督促を行う場合に使用すること。

3　各金額には、帰属貸付金の元利金も含まれるものとし、当該含まれる額を括弧書で表示すること。

別紙第５号書式（甲）

個別徴収簿

年度																																
No.	運用の方法				有価証券			調査決定							国庫金振替書			領収済額										整理者印	備考			
			売却指図書		取立																						延滞の有無					
有価証券の発行又は売先	銘柄	償還若しくは売又は支払日	番号	年月日	年月日	元金	利子引又は受取割料数料	元金	経過利子	運用利殖金					合計	年月日	元金経過利子、運用利殖金又は受取料の受数料別	番号	年月日	元金	経過利子	運用利殖金										
										利子引又は受取手数料	償還益又は売却益	補償金	加算金	延滞利子								利子引又は受取手数料	償還益又は売却益	補償金	加算金	延滞利子						

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列３とする。

2　この帳簿は、有価証券に係る運用利殖金収入について登記すること。

3　所管、会計名、款、項及び目の区分は、別紙に記入すること。